

## 新潟市老人福祉センター条例施行規則（平成17年3月18日規則第70号）

最終改正:令和7年4月1日規則第32号

改正内容:令和7年4月1日規則第32号 [令和7年4月1日]

### ○新潟市老人福祉センター条例施行規則

平成17年3月18日規則第70号

#### 改正

平成17年7月1日規則第177号  
平成17年9月30日規則第231号  
平成19年3月30日規則第61号  
平成21年7月7日規則第55号  
平成24年6月29日規則第71号  
平成27年3月20日規則第18号  
平成27年10月1日規則第78号  
平成29年3月22日規則第25号  
令和3年3月31日規則第26号  
令和7年4月1日規則第32号

### 新潟市老人福祉センター条例施行規則

新潟市老人福祉センター黒崎荘条例施行規則(平成12年新潟市規則第78号)の全部を改正する。

#### (趣旨)

第1条 この規則は、新潟市老人福祉センター条例(平成16年新潟市条例第96号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

#### 第2条 及び第3条 削除

##### (利用証の交付)

第4条 市長は、新潟市老人福祉センター(以下「センター」という。)を利用するようとする者で、市内に住所を有し、かつ、60歳以上の者であることを証明する書類等を市長に提示したものに別記様式第1号による利用証を交付する。

##### (利用の許可申請等)

第5条 条例第5条第1項前段の規定によりセンター利用の許可を受けようとする団体は、その利用日の7日前までに別記様式第2号による利用許可申請書を市長に提出しなければならない。

2 条例第5条第1項後段の規定により、センターの利用の変更の許可を受けようとする団体又は条例第7条の規定によりセンターの利用の止めの申出をしようとする団体は、その利用日の3日前までに別記様式第3号による利用変更許可申請書兼利用取止申出書を市長に提出しなければならない。

##### (利用許可書等の交付)

第6条 市長は、団体にセンターの利用を許可する場合は、別記様式第4号による利用許可書を交付するものとする。

2 市長は、団体にセンターの利用の変更を許可する場合は、別記様式第5号による利用変更許可書を交付するものとする。

##### (利用許可証の提示)

第7条 前条の許可書は、センターを利用する際にセンターの職員に提示しなければならない。

##### (定期利用券による利用)

第8条 条例第11条第2項後段の規定により定期利用券の交付を受けようとする者は、別記様式第6号による定期利用券交付申請書を市長に提出しなければならない。

2 条例第11条第2項後段の規定により発行する定期利用券は、別記様式第7号によるものとする。

3 条例第11条第2項後段の規定により定期利用券の交付を受けた者は、当該定期利用券に係るセンターの入浴施設を利用しようとする場合は、当該定期利用券を当該センターの職員に提示しなければならない。

##### (使用料の納付期日決定の申請等)

第9条 条例第11条第3項ただし書の規定により別に使用料の納付期日の決定を受けようとするものは、別記様式第8号による使用料納付期日決定申請書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により使用料納付期日決定申請書が提出された場合において、特別の理由があると認めるときは、別記様式第9号による使用料納付期日決定通知書により申請者に通知するものとする。

##### (使用料の免除)

第10条 条例第12条の規定で定める特別の理由があると認める場合は、別表の左欄に掲げる場合とし、それぞれ同表の右欄に定めるところにより使用料を免除することができる。

2 条例第12条の規定により使用料の免除を受けようとするものは、別記様式第10号による使用料免除申請書を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の規定により使用料免除申請書が提出された場合において、使用料の免除を決定したときは、別記様式第11号による使用料免除決定通知書により申請者に通知するものとする。

4 前2項の規定にかかわらず、別表1の項又は2の項の規定の適用を受けようとする者にあっては同表1の項又は2の項に規定する身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳を、同表3の項の規定の適用を受けようとする者にあっては同項に規定する定期利用券をその利用しようとするセンターの職員に提示しなければならない。

(使用料の還付)

第11条 条例第13条第1項及び第2項ただし書の規定による使用料の還付は、次の表の定めるところにより行うものとする。

還付する場合	還付する額
1 利用者が条例第8条第2項の規定によりセンターの利用の許可を取り消され、又はその責めに帰すことのできない理由によってセンターを利用することができなかった場合(2の項に規定する場合を除く。)	使用料の額に相当する額
2 定期利用券によってセンターの入浴施設を利用する者の一の月(当該定期利用券の単位が1年である場合におけるその有効期間の満了する月及びその前月を除く。以下この項において同じ。)における当該入浴施設の利用可能な日数が、当該者の責めに帰することができない理由により、当該一の月における当該理由がなかったとしたならば当該入浴施設の利用可能であった日数の2分の1以下であった場合で、当該一の月の翌月以後の当該定期利用券によるセンターの入浴施設の利用をしないとき。	当該一の月から起算して当該定期利用券の有効期間の満了する月までの月数に600円を乗じて得た額(当該定期利用券の単位が1年である場合は、当該額から1,200円を減じて得た額)
3 利用者がセンターの利用の日の3日前までに条例第7条の規定による利用の取止めの申出をした場合	使用料の額に相当する額
4 その他市長が特に必要があると認める場合	その都度市長が定める額

2 条例第13条第2項ただし書の規定により使用料の還付を受けようとするものは、速やかに、別記様式第12号による使用料還付申請書を市長に提出しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、条例第13条第1項又は第2項ただし書の規定により定期利用券に係る使用料の還付を受けようとする者は、別記様式第13号による使用料還付申請書に当該定期利用券を添えて、これを市長の指定する日までに市長に提出しなければならない。

4 市長は、第2項の規定により使用料還付申請書が提出された場合において使用料の還付を決定したときは別記様式第14号による使用料還付決定通知書により、前項の規定により使用料還付申請書が提出された場合において使用料の還付を決定したときは別記様式第15号による使用料還付決定通知書により申請者に通知するものとする。

(届出)

第12条 利用者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、直ちに市長にその旨を届け出なければならない。

(1) 利用を終了した場合

(2) センターの施設、設備又は用具を損傷した場合

(3) センターにおいて災害その他事故が発生した場合

(利用者の遵守事項)

第13条 利用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 公の秩序又は善良の風俗を守り、他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。

(2) 許可を受けずにセンター内において寄付の募集、物品の販売、飲食物の提供、広告物の掲示又は配布、写真の撮影、録音等を行わないこと。

(3) 許可を受けずに火気を使用し、又は所定の場所以外の場所において喫煙しないこと。

(4) 施設、備品等を損傷し、又は汚損しないこと。

(5) 前各号に掲げるもののほか、センターの管理上必要な指示に従うこと。

(指定管理者の指定の申請)

第14条 指定管理者の指定を受けようとするものは、別記様式第16号による指定管理者指定申請書により、市長に申請しなければならない。

2 条例第17条第1項及び新潟市老人福祉センター条例の一部を改正する条例(平成17年新潟市条例第51号)附則第2項の規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

(1) 定款、寄附行為又はこれらに準ずるもの

(2) 役員名簿

(3) 経営状況に関する書類

(4) 納税証する書類

(5) その他市長が必要と認める書類

(指定管理者に管理を行わせる場合における規定の適用)

第15条 条例第16条の規定により指定管理者にセンターの管理を行わせる場合における第4条から第6条まで、第9条、第10条第2項及び第3項並びに第12条の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第10条第3項中「通知するものとする」とあるのは「通知するものとする。ただし、附則第3項の表5の項又は別表3の項の規定を適用しようとする場合は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない」とする。

(使用料の徴収委託)

第16条 市長は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第1項の規定により、私人に使用料の徴収事務を委託すること(以下「徴収委託」という。)ができる。

(徴収事務委託証)

第17条 市長は、前条の規定により徴収委託をした者(以下「受託者」という。)に別記様式第17号による新潟市老人福祉センター使用料徴収事務委託証(以下「委託証」という。)を交付するものとする。

(徴収委託の告示及び公表)

第18条 市長は、第16条の規定により徴収委託をした場合は、その旨を新潟市公告式条例(昭和25年新潟市条例第37号)第2条第2項に定める掲示場に掲示して告示し、かつ、市公報への登載その他の方法により公表しなければならない。

(領収証書の交付)

第19条 受託者は、徴収委託を受けた使用料を徴収した場合は、領収証書を納入義務者に交付しなければならない。ただし、条例別表第2に掲げる使用料のうち、定期利用券による利用以外の利用に係る使用料を徴収した場合は、領収証書の交付を省略することができる。

(徴収した使用料の払込み)

第20条 受託者は、徴収した使用料を徴収した日の翌日(その日が休館日又は日曜日、土曜日若しくは休日に当たるときは、これらの日の翌日)までに会計管理者又は指定金融機関、指定代理金融機関若しくは収納代理金融機関に払い込まなければならない。

(徴収委託の解除)

第21条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、徴収委託を解除するものとする。

- (1) 受託者が不正な行為をした場合
- (2) 受託者が市長又は会計管理者の指示に従わなかった場合
- (3) 受託者から徴収委託の解除の申出があった場合
- (4) その他市長が徴収委託をすることが不適当であると認めた場合

2 前項の規定により徴収委託を解除された者は、直ちに市長に委託証を返納しなければならない。

3 第18条の規定は、第1項の規定により徴収委託を解除した場合に準用する。

(その他)

第22条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成17年3月21日から施行する。

(合併に伴う特例)

2 新津市、白根市、豊栄市、小須戸町、横越町、亀田町、岩室村、西川町、味方村、潟東村、月潟村及び中之口村(以下「編入市町村」という。)の編入の日(以下「編入日」という。)前に編入市町村のいずれかで交付された利用証に相当するものは、この規則の規定により交付されたものとみなす。

3 いこいの家西川荘の利用の手続並びに使用料の納付期日の決定及び還付の手続については、編入日から平成19年3月31日までの間、第2条から第8条まで及び第10条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

4 編入市町村の編入日前に豊栄市老人福祉センター、小須戸町老人福祉センター、横越町老人福祉センター「横雲荘」、福寿荘、西川町老人いこいの家、いこいの家楽友荘、月寿荘及び中之口村老人福祉センターにおいて残存する用紙については、当分の間、これを適宜修正して使用することができる。

(経過措置)

5 この条例の施行の際、老人福祉センター黒崎荘において残存する用紙については、当分の間、これを適宜修正して使用することができる。

附 則(平成17年規則第177号)

この規則は、平成17年10月10日から施行する。

附 則(平成17年規則第231号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成19年規則第61号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成21年規則第55号)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成24年規則第71号)

この規則は、新潟市老人福祉センター条例の一部を改正する条例(平成24年新潟市条例第18号)の施行の日(平成24年7月1日)から施行する。

附 則(平成27年規則第18号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成27年規則第78号)

(施行期日)

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)前に社会福法人新潟市社会福祉協議会が交付した老人福祉センター白寿荘の入浴施設に係る定期利用券であって、当該定期利用券に記載された有効期限が施行日以後であるものは、当該有効期限までの間、第3条の規定による改正後の新潟市老人福祉センター条例施行規則の規定により交付された定期利用券とみなす。

附 則(平成29年3月22日規則第25号)

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(令和3年3月31日規則第26号)

(施行期日)

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則(令和7年4月1日規則第32号)

(施行期日)

1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の第11条第1項の規定は、この規則の施行の日以後に発行した定期利用券を利用する者について適用し、同日前に発行した定期利用券を利用する者については、なお従前の例による。

別表(第10条関係)

特別の理由	使用料を免除する額
1 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条に規定する身体障害者手帳(以下「身体障害者手帳」という。)の交付を受けた者、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳(以下「精神障害者保健福祉手帳」という。)の交付を受けた者又は療育手帳(知的障がい者の福祉の増進を図るため、児童相談所又は知的障害者更生相談所(知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第9条第6項に規定する知的障害者更生相談所をいう。)において知的障がい者と判定された者に対して交付される手帳で、その者の障がいの程度その他の事項の記載があるものをいう。以下同じ。)の交付を受けた者が利用する場合	使用料(条例別表第1の(2)に掲げる使用料を除く。2の項において同じ。)の全額
2 精神障害者保健福祉手帳に障害等級1級(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項に規定する障害等級1級をいう。)として記載されている者、身体障害者手帳の旅客鉄道株式会社旅客運賃減額の欄に第1種身体障害者である旨が記載されている者又は療育手帳に旅客運賃の割引の区分として第1種知的障害者である旨が記載されている者が利用する場合で、その者1人につき1人の介助者	使用料の全額
3 利用しようとするセンターの入浴施設以外のセンターの入浴施設に係る定期利用券の交付を受けている者、新潟市老人憩の家条例の規定により新潟市老人憩の家の入浴施設に係る定期利用券の交付を受けている者、新潟市コミュニティセンター及びコミュニティハウス条例の規定により老人憩のフロアーの入浴施設に係る定期利用券の交付を受けている者又は新潟市湯東ゆう学館条例の規定により浴室に係る定期利用券の交付を受けている者が利用する場合	使用料の全額
4 その他特に必要があると認める場合	その都度市長が定める額

(表)

交付番号 ( ) ~

老人福祉センター及び老人憩の家

利 用 証

住所 新潟市

氏名 年 月 日生

電話( ) 番

交付 年 月 日 印

(裏)

- この利用証は老人福祉センター・老人憩の家を利用する時必ず受付に提示してください。
- 利用できる時間及び休みの日は次のとおりです。

利 用 時 間	午前9時から午後4時30分まで
休 館 日 及 び 休 所 日	月曜日(豊栄さわやか老人福祉センターは、日曜日) 国民の祝日(祝日が月曜日の場合は、火曜日) (老人福祉センター黒崎荘、老人福祉センター福寿荘及び中之口老人 福祉センターは、国民の祝日(1月1日及び月曜日を除く。)に利用で きます。) 1月1日～3日、5月4日、8月13日～15日、12月29日～31日

新潟市老人福祉センター利用許可申請書

年 月 日

(宛先)

申 請 者	団体名	氏名(代表者)	
		電話( )	
	所在地	利用人数	人
利 用 施 設 名			
利 用 目 的 及 び 内 容			
利 用 日 時	年 月 日( )	午前・後 時 分から 午前・後 時 分まで	
利 用 室 名		使 用 料	円
処 理 欄	利用を許可してよいでしょうか。	受付( ) 年 月 日	許可番号 許可第 号
		起案 年 月 日	
		決裁 年 月 日	許可書交付日 年 月 日

注 太線の中だけ記入してください。

新潟市老人福祉センター利用変更許可申請書兼利用取止め申出書

年　月　日

(宛先)

申　請　者	団体名	氏名(代表者)		
		電話( )		
	所在地	利用人数　人		
利　用　許　可　日　等	変　更 年　月　日　許可番号　許可第　号の　・ 取止め			
該　当　施　設　名				
変　更　内　容	変　更　前		変　更　後	
	利　用　日　時	年　月　日( ) 午前・後　時　分から 午前・後　時　分まで	年　月　日( ) 午前・後　時　分から 午前・後　時　分まで	
	利　用　室　名			
使　用　料	円		円	
処　理　欄	上記のとおり(許可・受理)してよいでしょうか。		受付( ) 年　月　日	変更許可番号 許可第　号
			起案 年　月　日	変更許可書交付日
			決裁 年　月　日	年　月　日

注1 利用許可書を添付してください。

2 太線の中だけ記入してください。

新潟市老人福祉センター利用許可書

第 号

年 月 日

様

印

申 請 者	団体名	氏名(代表者)	
	所在地	利用人数	人
利 用 施 設 名			
利用目的及び内容			
利 用 日 時	年 月 日 ( )	午前・後 時 分から	
		午前・後 時 分まで	
利 用 室 名		使 用 料	円
備考			

注 利用の際は、この利用許可書を受付に提示してください。

新潟市老人福祉センター利用変更許可書

第 号

年 月 日

様

印

申 請 者	団体名	氏名(代表者)
	所在地	電話( ) 利用人数 人
利用許可日等	年 月 日 許可番号 許可第 号 の変更	
利 用 施 設 名		
変 更 理 由		
変 更 内 容	変 更 前	変 更 後
	年 月 日( ) 午前・後 時 分から	年 月 日( ) 午前・後 時 分から
	午前・後 時 分まで	午前・後 時 分まで
	利 用 室 名	
使 用 料	円	円
備考		

注 利用の際は、この利用変更許可書を受付に提示してください。

別記様式第6号(第8条関係)

別記様式第6号(第8条関係)

新潟市老人福祉センター・老人憩の家入浴施設 定期利用券交付申請書

(宛先)

年 月 日

申 請 者	フリガナ			生年月日	
	氏名			年 月 日	
	住所				
	電話番号				
定期 利 用 券	○印	券種	金額	有効期限	番号
		1か月券		年 月	
		6か月券		年 月	
		1年券		年 月	

注 太線の中だけ記入してください。

別記様式第7号(第8条関係)

別記様式第7号(第8条関係)

老人福祉センター・老人憩の家入浴施設 定期利用券

番 号

氏 名

有効期限

新潟市老人福祉センター使用料納付期日決定申請書

年　月　日

(宛先)

申請者 住所(団体にあっては所在地)

氏名(団体にあっては名称及び代表者の氏名)

年　月　日申請の利用については、下記のとおり使用料の納付期日決定を受けたいので申請します。

申請理由					
利用許可日等	年　月　日	許可番号	許可 第　　号		
利用施設名等					
使用料の額	円	利　用　日　時	午前・後　　時　　分から	年　月　日（　）	午前・後　　時　　分まで
納付希望日	年　月　日				
処理欄	申請のとおり決定してよいですか。	受付(　　)	決定通知番号 第　　号		
		起案 年　月　日	決定通知書交付日 年　月　日		
		決裁 年　月　日			

注 太線の中だけ記入してください。

新潟市老人福祉センター使用料納付期日決定通知書

第 年 月 日  
号

様

印

年 月 日付けで申請のあった使用料の納付期日について下記のとおり決定したので通知します。

利用施設名等	
利 用 日 時	年 月 日( ) 午前・後 時 分から午前・後 時 分まで
納 付 期 日	
納 付 金 額	円

備考

## 新潟市老人福祉センター使用料免除申請書

年　月　日

(宛先)

申請者 住所 (団体にあっては所在地)  
 氏名 (団体にあっては名称及び代表者の氏名)

年　月　日申請の利用については、下記のとおり使用料の免除を受けたい  
ので申請します。

申請理由					
利用許可日等	年　月　日　許可番号　許可 第　　号				
利用施設名等					
使用料の額	円	利　用　日　時	年　月　日( )	午前・後　時　分から	午前・後　時　分まで
免除申請額	円				
処理欄	次のとおり決定してよいでしょ うか。		受付( ) 年　月　日	免除決定通知番号 第　　号	
	免除額	円	起案 年　月　日	免除決定通知書交 付日 年　月　日	
			決裁 年　月　日		

注 太線の中だけ記入してください。

## 新潟市老人福祉センター使用料免除決定通知書

第 年 月 号  
日

様

印

年 月 日付けで申請のあった使用料の免除について、下記のとおり決定しましたので通知します。

利用施設名等	
利 用 日 時	年 月 日( ) 午前・後 時 分から午前・後 時 分まで
使 用 料 の 額	円
免 除 決 定 額	円
免 除 後 の 額	円
備 考	

## 新潟市老人福祉センター使用料還付申請書

年 月 日

(宛先)新潟市長

申請者 住所(団体にあっては所在地)  
 氏名(団体にあっては名称及び代表者の氏名)

下記のとおり使用料の還付を受けたいので申請します。

区分	<input type="checkbox"/> 入館料 <input type="checkbox"/> 個室等使用料 <input type="checkbox"/> 入浴施設 (定期利用券以外の利用)		
利用施設			
利用日又は利用期間	年 月 日から 年 月 日まで		
納付年月日	年 月 日	納付済額	円
還付申請額	円	還付申請額の内訳	
還付を受けようとする理由			
還付方法	<input type="checkbox"/> 現金払い		
	<input type="checkbox"/> 口座払い 金融機関: 銀行 支店 預金種別: <input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座 口座番号: フリガナ 口座名義:		

注1 太線の中だけ記入してください。

2 該当する項目の□にレ印をつけてください。

還付の理由		還付額の算出			
<input type="checkbox"/> 規則第11条第1項の表 1の項該当 <input type="checkbox"/> 規則第11条第1項の表 3の項該当 <input type="checkbox"/> その他( )					
上記のとおり、使用料の還付をしてよろしいでしょうか。		処理欄	受付: 年 月 日		
決裁	課長		課長補佐	係長	係
					決裁: 年 月 日
				還付番号: 第 号	
				決定通知書交付日: 年 月 日	
				納付済額: 円	
				還付額: 円	

## 新潟市老人福祉センター入浴施設使用料(定期利用券)還付申請書

年 月 日

(宛先)新潟市長

住所  
 申請者 氏名  
 電話番号

添付の定期利用券交付につき納付した使用料について、下記のとおり還付を受けたいので申請します。

利用施設			
定期利用券番号		有効期限	年 月
納付年月日	年 月 日	納付済額	円
還付申請額	円	還付申請額の内訳	
還付を受けようとする理由			
還付方法	<input type="checkbox"/> 現金払い		
	<input type="checkbox"/> 口座払い 金融機関： 銀行 支店 預金種別： <input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座 口座番号： フリガナ 口座名義：		

注1 太線の枠内だけ記入してください。

2 該当する項目の□にレ印をつけてください。

3 定期利用券を添付してください。

還付の理由					還付額の算出	
<input type="checkbox"/> 規則第11条第1項の表 2の項該当 <input type="checkbox"/> その他( )						
上記のとおり、使用料の還付をしてよろしいでどうか。					処理欄	受付： 年 月 日
決裁	課長	課長補佐	係長	係		起案： 年 月 日
						決裁： 年 月 日
						還付番号： 第 号
						決定通知書交付日： 年 月 日
						納付済額： 円
						還付額： 円

## 新潟市老人福祉センター使用料還付決定通知書

第 年 月 号  
年 月 日

様

新潟市長

印

下記のとおり使用料の還付について決定したので通知します。

区分	<input type="checkbox"/> 入館料		
	<input type="checkbox"/> 個室等使用料		
	<input type="checkbox"/> 入浴施設(定期利用券以外の利用)		
利用施設			
利用日又は利用期間	年 月 日から 年 月 日まで		
納付年月日	年 月 日	納付済額	円
還付額	円	還付額の内訳	
還付の理由	<input type="checkbox"/> 規則第11条第1項の表 1の項該当		
	<input type="checkbox"/> 規則第11条第1項の表 3の項該当		
	<input type="checkbox"/> その他( )		
還付方法	<input type="checkbox"/> 現金払い		
	<input type="checkbox"/> 口座払い 金融機関： 銀行 支店		
	預金種別： <input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座 口座番号： フリガナ 口座名義：		

## 新潟市老人福祉センター入浴施設使用料(定期利用券)還付決定通知書

第 年 月 日  
号

様

新潟市長

印

下記のとおり定期利用券交付につき納付した使用料の還付について決定したので通知します。

利用施設			
定期利用券番号		有効期限	年 月
納付年月日	年 月 日	納付済額	円
還付額	円	還付額の内訳	
還付の理由	<input type="checkbox"/> 規則第11条第1項の表 2の項該当 <input type="checkbox"/> その他( )		
還付方法	<input type="checkbox"/> 現金払い <input type="checkbox"/> 口座払い 金融機関： 銀行 支店 預金種別： <input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座 口座番号： フリガナ 口座名義：		

新潟市老人福祉センター指定管理者指定申請書

年　月　日

(あて先)新潟市長

所在地

申請者　名称及び代表者の氏名

電話番号

新潟市老人福祉センター( )の指定管理者の指定を  
受けたいので、関係書類を添えて申請します。

第 号

新潟市老人福祉センター使用料徴収事務委託証

氏名又は名称

上記の者に新潟市老人福祉センター( )の使用料の徴収事務を委託  
したことを証明する。

有効期限 年 月 日まで

年 月 日

新潟市長 印